

事業主、  
労務担当者様

ぜひ

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

# 専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

## ☑ 取組みはお済みですか？

☐ 残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

☐ 育児・介護休業規程の改訂

(2022年4月、10月)

☐ パワーハラスメント防止措置策定

中小企業にも義務化 (2022年4月)

☐ 同一労働同一賃金

☐ 時間外労働の上限規制

☐ 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

「千葉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法（男性の育児休業取得促進）、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患等）、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能



## 千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013  
千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7F

MAIL [hk12@mb.langate.co.jp](mailto:hk12@mb.langate.co.jp) FAX 043-301-5835

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 千葉

検索



